

県内で発生！

消費者トラブルにご注意！

訪問販売

～点検商法～

突然、自宅に業者が訪れ、「無料で屋根を点検している」と言われたので依頼した。点検の結果、「屋根が痛んでいてこのままでは雨漏りするかもしれない」と言われ不安になり、屋根の改修工事を契約した。

【トラブル回避のポイント】

- その場で契約せず、複数の業者から見積りをとる。
- 契約を急がせる場合は要注意！
- クーリング・オフができる可能性があります！



通信販売

～定期購入～

ダイエットサプリをお試しだけのつもりで200円で購入したが、後日、2回目の商品と高額な請求書が送られてきた。販売会社に確認したところ、定期購入コースの契約となっていると言われた。

【トラブル回避のポイント】

- 注文する前に販売サイトを隅々まで見る。
- 注文時の画面やメールをスクリーンショットなどで保存しておく。
- 通信販売の場合、クーリング・オフ制度はありません！



サポート詐欺

～突然の警告画面～

パソコンを操作中、突然「ウイルスに感染した」と警告画面が出た。警告画面に出た連絡先に電話をかけると、修理費用のため、コンビニでプリペイドカードを購入するよう指示された。

【トラブル回避のポイント】

- まずは、パソコンの状態を確認する。
- 警告画面に出ている連絡先には絶対連絡しないようにする。
- 自分で判断できない時は、周りの人に相談する。



訪問購入

～強引な買い取り～

「不用品を買い取る」という電話をうけ、訪問を承諾したが、訪問の際、「貴金属はないか」「査定だけでも」と長時間居座られ、売る気になかった貴金属を強引に買い取られてしまった。

【トラブル回避のポイント】

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにする。
- 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断る。
- 事前に、購入業者名、買い取り物品の対象をしっかり確認する。

このようなトラブルで困ったときは、ひとりで悩まずご相談ください！

消費者ホットライン

局番なし ☎ 1 8 8

お住いの市町の消費生活相談窓口または三重県消費生活センターにつながります

↓詳細はこちらから↓

三重県消費生活センター

☎ 059-228-2212



相談受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～16:00（祝日・振替休日・年末年始除く）